

# 第41回サステナビリティ基準委員会（SSBJ） での審議の概要

2024年10月16日開催

2024年10月21日

## 【第41回SSBJで審議された事項】

### 1. IFRS S1号及びS2号に相当する基準の開発

- (1) レジリエンスの評価（審議事項 A1-2）
- (2) 公表承認日及び後発事象（審議事項A1-3、A1-4）（※1）
- (3) 法令で別段の定めを置いている場合（審議事項A1-5）
- (4) 期中に企業結合が生じた場合（審議事項A1-6）

### 2. 2024年10月開催予定のサステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）への対応

（※1）審議事項A1-4については、資料は非公開

上記1の事項は、2024年3月29日にSSBJより公表されたサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の公開草案（※2）に寄せられたコメント（コメント期限2024年7月31日）について、SSBJ事務局が分析の上、コメントへの対応につき個別に提案を行ったものです。

（※2）2024年3月29日に公表された3つの公開草案

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

#### (1) レジリエンスの評価（審議事項 A1-2）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、レジリエンスの評価に関する事項について、事務局より以下の提案がされました。

##### 【事務局提案】

- ① レジリエンス及び気候レジリエンスに関して、関連するIFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という）の要求事項をすべて取り入れるという、本公開草案の提案を変更しない。（**本公開草案から変更なし**）
- ② 本公開草案において提案していた、レジリエンスの評価の頻度に関する定め（一般基準案第26項）については、本公開草案から削除する。（**本公開草案から変更あり**）
- ③ 本公開草案の表現では趣旨が明確ではない可能性がある次の項目については、確定基準の文案を検討する段階で、結論の背景の表現の見直しを検討することが考えられる。（**本公開草案から変更あり**）
  - 一般基準におけるレジリエンスの評価の対象
  - サステナビリティ関連のリスク及び機会が戦略及び意思決定に与える影響の開示とレジリエンスの評価結果の開示との関係
  - 気候関連のリスク及び機会が戦略及び意思決定に与える影響の開示と気候レジリエンスの評価結果の開示との関係
  - 気候関連のシナリオ分析に関連する定めとの関係

##### 【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

また、レジリエンスの評価の頻度に関する定めについては、レジリエンスの評価の頻度に関して参考となる情報を、削除予定の一般基準案第26項及び同ただし書きの記述に基づき提供することが提案されました。

## (2) 公表承認日及び後発事象（審議事項A1-3及びA1-4）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、公表承認日（適用基準案第4項(13)、第73項）及び後発事象について、事務局より以下の提案がされました。

### 【事務局提案】

- ① 公表承認日等の開示に関する定めについては、次のようにする。
  - サステナビリティ関連財務開示の公表承認日を「サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日」と定義する。（本公開草案から変更なし）
  - サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示しなければならない。（本公開草案から変更なし）
- ② 適用基準案BC133項前段の記述について、確定基準の文案を検討する段階で、結論の背景の表現の見直しを検討する。（本公開草案から変更あり）
- ③ 適用基準案BC133項後段の記述について、確定基準から削除したうえで、解説記事として提供することを検討する。（本公開草案から変更あり）

### 【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

なお、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いに関連するSSBJ基準上の取扱い（※3）については、本公開草案は変更せず「サステナビリティ開示実務対応基準」（※4）として別途開発することが提案されました。

（※3）金融商品取引法に基づき我が国の会計基準に従い財務諸表を作成した企業が、会社法監査報告書日後、金融商品取引法監査報告書日までに発生した修正後発事象については、有価証券報告書では開示後発事象に準じた取扱いとする（監査基準報告 560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」）旨が、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いとなっています。当該期間におけるサステナビリティ関連財務開示の修正後発事象について、財務諸表と関連する場合には会計上の取扱いと整合させ、財務諸表と関連しない場合にはサステナビリティ関連財務開示の公表承認日まで原則通りに開示の更新を行うという取扱いが、SSBJ基準上の取扱いとして事務局から提案されました。

（※4）「サステナビリティ開示実務対応基準」は、我が国特有の状況に対応するために、適用基準、一般基準、気候基準、サステナビリティ開示産業別基準のいずれにも該当しない分野について、一定の開示を定める基準とされています（「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」（最終改正2024年5月21日）第11条）。強制力を持つ基準となるため、公開草案を経て最終確定する必要があり、本件については2025年3月のSSBJ基準の確定基準公表に間に合うように公開草案を公表し確定させる予定とされています。

## (3) 法令で別段の定めを置いている場合（審議事項A1-5）

### 【事務局提案】

- ① 次のそれぞれの場合について、法令が別段の定めを置いている場合のSSBJ基準における対応方針を以下のように整理する。
  - 法令がISSB基準の要求事項と同じ内容を禁止している場合、SSBJ基準においてISSB基準の要求事項とは異なる内容を容認する定めを追加する。
  - 法令がISSB基準の要求事項と異なる内容を容認している場合、SSBJ基準において次のいずれの対応を取るべきかについて検討する。
    - 法令の定めにかかわらず、SSBJ基準においては、ISSB基準の要求事項と同じ内容を要求する。
    - 法令の定めを踏まえ、SSBJ基準においても、ISSB基準の要求事項と異なる内容を容認する。
- ② 上記対応方針に照らした結果、「情報の記載場所」、「同時の報告」、「比較情報」、及び「誤謬」に関して法令が別段の定めを置いている場合の取扱いについては、本稿公開草案の提案を変更しない。（本公開草案から変更なし）

### 【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

また、公開草案にコメントが多く寄せられている「任意で適用する場合」の具体的な範囲や対象については、別途議論する予定であることが示されました。

なお、制度設計に関する公開草案のコメントの一部については、すでに二段階開示やセーフハーバーなどにつき公開草案に寄せられた意見を踏まえて金融審議会のワーキング・グループで検討中であることが、金融庁から補足がなされました。

#### (4) 期中に企業結合が生じた場合（審議事項A1-6）

##### 【事務局提案】

- ① 当報告期間の期中に企業結合が生じた場合の取扱いについて、SSBJ基準には特段の定めを置かない。（本公開草案から変更なし）

##### 【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

なお、当報告期間の期中に企業結合が生じた場合の取扱いについて、解説記事を提供すること検討することが提案されました。

参考： [第41回サステナビリティ基準委員会の概要](#) | [サステナビリティ基準委員会 \(ssb-j.jp\)](#)

関連記事： [第40回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#) | [会計監査](#) | [デロイトトーマツグループ](#) | [Deloitte](#)  
[第39回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#) | [会計監査](#) | [デロイトトーマツグループ](#) | [Deloitte](#)

### サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

#### 有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイトアジアパシフィックリミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイトアジアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>